

## 山梨県立大学国際政策学部再編準備室規程

(令和8年4月1日制定 大学第6018号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則（以下「基本規則」という。）

第31条の5第4項の規定に基づき、国際政策学部再編準備室（以下「再編準備室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 再編準備室は、基本規則第31条の5第1項に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 国際政策学部の再編に係る業務の統括に関すること。
- (2) 設置認可申請に関すること。
- (3) メイカーズ学科に係る教員の採用及び昇任に関すること。
- (4) メイカーズ学科の教育課程の編成等に関すること。
- (5) メイカーズ学科の入学者選抜試験に関すること。
- (6) メイカーズ学科の施設、設備、備品等の整備に関すること。
- (7) その他再編準備室の目的を達成するために必要な業務

(構成)

第3条 再編準備室は、基本規則第31条の5第2項の室長のほか、次に掲げる者により構成する。

- (1) 副学長のうち学長が指名する者
- (2) 国際政策学部の教員のうち国際政策学部長が指名する者
- (3) 事務局長
- (4) 総務課、経営企画課、教務連携課及び学生支援課の職員のうち事務局長が指名する者
- (5) その他学長が指名する教職員

(室長)

第4条 室長は、国際政策学部長をもって充てる。

(運営会議)

第5条 再編準備室の円滑な運営を図るため、再編準備室に運営会議を置く。

- 2 運営会議に議長を置き、室長をもって充てる。
- 3 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する構成員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 議長は、運営会議を招集する。

(グループ)

第7条 第2条各号に規定する業務を分掌するため、グループを置くことができる。

- 2 グループに関し必要な事項は、室長が別に定める。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、再編準備室の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(山梨県立大学学部再編・新学科設置準備委員会規程の廃止)

2 山梨県立大学学部再編・新学科設置準備委員会規程(令和7年4月1日制定大学第6017号)は、廃止する。